

令和5年2月22日 招集

令和5年門真市教育委員会第2回定例会

議 案 書

門真市教育委員会

議事日程

門真市教育委員会第2回定例会
 令和5年2月22日（水）午後1時30分
 本館2階大会議室

日程	事件番号	件名	ページ
第1		会議録署名委員の指名	—
第2		会期の決定	—
第3	議案第2号	(仮称) 第四中学校区義務教育学校の校名の決定について	1
第4	議案第3号	門真市江端町の通学区域の方針について	2
第5	議案第4号	門真市附属機関に関する条例の一部改正の申出について	3
第6	議案第5号	門真市立小学校及び中学校におけるきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例の一部改正の申出について	6
第7	議案第6号	門真市立学校設置条例の一部改正の申出について	11
第8	議案第7号	令和4年度教育費補正予算の見積り申出について	13
第9	議案第8号	令和5年度教育費当初予算の見積り申出について	19
第10	報告案件	門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項第1号に係る報告	—
第11		諸報告	25

議案第2号

(仮称) 第四中学校区義務教育学校の学校名の決定について

門真市立第四中学校区に整備する義務教育学校の校名を決定するにつき、教育委員会の議決を求める。

令和5年2月22日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

提案理由

門真市立第四中学校区に整備する義務教育学校の校名を決定するにつき、本案を提出するものである。なお、決定した校名については、令和6年度に先行統合する小学校の名称とするものである。

議案第3号

門真市江端町の通学区域の方針について

(仮称) 第四中学校区義務教育学校の設置に伴い門真市江端町の通学区域の方針を決定するにつき、教育委員会の議決を求める。

令和5年2月22日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

提案理由

(仮称) 第四中学校区義務教育学校の設置に伴い門真市江端町の通学区域の方針を決定するにつき、本案を提出するものである。

議案第4号

門真市附属機関に関する条例の一部改正の申出について

門真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第3号）の一部改正を次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

令和5年2月22日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、新たに附属機関を設置する等の見直しを行うとともに、附属機関の委員の報酬額を定める等につき、本案を提出するものである。

門真市附属機関に関する条例の一部を改正する条例

門真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第1条関係） 2 教育委員会の附属機関		別表（第1条関係） 2 教育委員会の附属機関	
名称	担任する事務	名称	担任する事務
略		略	
		(仮称) 門真市立第四中学校区	(仮称) 門真市立第四中学校区小中一貫校
(仮称) 門真市立第四中学校区	中学校区義務教育学校整備事業者選定委員会	(仮称) 門真市立第四中学校区小中一貫校基本設計業務委託事業者選定委員会	基本設計業務に係る委託事業者を選定するために必要な事項についての調査審議に関する事務
略		略	
3 略		3 略	

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第1条関係）		別表（第1条関係）	
区分	報酬額	区分	報酬額
		(仮称) 門真市立第四中学校区小中一貫校基本設計業務委託事業者選定委員会委員	日 8,400円

改正後		改正前	
		略	
(仮称) 門真市立第四中 学校区義務教育学校整備 事業者選定委員会委員	日 8,400円		
略		略	
備考 略		備考 略	

議案第5号

門真市立小学校及び中学校におけるきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例の一部改正の申出について

門真市立小学校及び中学校におけるきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例（平成25年門真市条例第29号）の一部改正を次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

令和5年2月22日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

提案理由

任期付市費負担教員の給料及び義務教育等教員特別手当の改定を行うにつき、本案を提出するものである。

門真市立小学校及び中学校におけるきめ細かな指導ができる教育環境づくり
の実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を
改正する条例

門真市立小学校及び中学校におけるきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例（平成25年門真市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第7条関係）		別表第1（第7条関係）	
号給	給料月額	号給	給料月額
	円		円
1	<u>163,100</u>	1	<u>158,700</u>
2	<u>164,600</u>	2	<u>160,200</u>
3	<u>166,100</u>	3	<u>161,700</u>
4	<u>167,600</u>	4	<u>163,200</u>
5	<u>169,300</u>	5	<u>164,900</u>
6	<u>171,200</u>	6	<u>166,800</u>
7	<u>173,000</u>	7	<u>168,600</u>
8	<u>174,800</u>	8	<u>170,400</u>
9	<u>176,500</u>	9	<u>172,200</u>
10	<u>178,500</u>	10	<u>174,200</u>
11	<u>180,500</u>	11	<u>176,200</u>
12	<u>182,400</u>	12	<u>178,100</u>
13	<u>184,200</u>	13	<u>180,000</u>
14	<u>186,400</u>	14	<u>182,200</u>
15	<u>188,500</u>	15	<u>184,400</u>
16	<u>190,700</u>	16	<u>186,600</u>
17	<u>192,800</u>	17	<u>188,800</u>
18	<u>195,400</u>	18	<u>191,400</u>
19	<u>197,800</u>	19	<u>193,900</u>
20	<u>200,100</u>	20	<u>196,300</u>
21	<u>202,600</u>	21	<u>198,800</u>
22	<u>204,200</u>	22	<u>200,500</u>
23	<u>205,700</u>	23	<u>202,100</u>
24	<u>207,300</u>	24	<u>203,800</u>
25	<u>208,700</u>	25	<u>205,300</u>
26	<u>209,400</u>	26	<u>205,300</u>
27	<u>210,100</u>	27	<u>205,300</u>
28	<u>210,800</u>	28	<u>205,300</u>

改正後		改正前	
29	<u>211,600</u>	29	<u>206,400</u>
30	<u>212,700</u>	30	<u>208,300</u>
31	<u>214,600</u>	31	<u>210,200</u>
32	<u>216,400</u>	32	<u>212,000</u>
33	<u>217,800</u>	33	<u>213,400</u>
34	<u>219,800</u>	34	<u>215,400</u>
35	<u>221,800</u>	35	<u>217,400</u>
36	<u>223,800</u>	36	<u>219,400</u>
37	<u>224,700</u>	37	<u>221,300</u>
38	<u>226,600</u>	38	<u>223,200</u>
39	<u>228,500</u>	39	<u>225,100</u>
40	<u>230,300</u>	40	<u>226,900</u>
41	<u>232,200</u>	41	<u>228,800</u>
42	<u>233,900</u>	42	<u>230,500</u>
43	<u>235,600</u>	43	<u>232,200</u>
44	<u>237,300</u>	44	<u>233,900</u>
45	<u>238,200</u>	45	<u>235,300</u>
46	<u>240,000</u>	46	<u>237,100</u>
47	<u>241,800</u>	47	<u>238,900</u>
48	<u>243,600</u>	48	<u>240,700</u>
49	<u>245,200</u>	49	<u>242,500</u>
50	<u>246,700</u>	50	<u>244,000</u>
51	<u>248,200</u>	51	<u>245,600</u>
52	<u>249,400</u>	52	<u>247,000</u>
53	<u>250,400</u>	53	<u>248,100</u>
54	<u>251,900</u>	54	<u>249,800</u>
55	<u>253,400</u>	55	<u>251,300</u>
56	<u>254,800</u>	56	<u>252,800</u>
57	<u>255,900</u>	57	<u>254,100</u>
58	<u>257,200</u>	58	<u>255,500</u>
59	<u>258,400</u>	59	<u>256,800</u>
60	<u>259,600</u>	60	<u>258,100</u>
61	<u>260,900</u>	61	<u>259,500</u>
62	<u>262,300</u>	62	<u>261,000</u>
63	<u>263,600</u>	63	<u>262,400</u>
64	<u>264,900</u>	64	<u>263,800</u>
65	<u>265,900</u>	65	<u>265,000</u>
66	<u>267,400</u>	66	<u>266,600</u>
67	<u>268,900</u>	67	<u>268,200</u>
68	<u>270,400</u>	68	<u>269,800</u>

改正後		改正前	
69	271,800	69	271,400
70	273,200	70	272,900
71	274,600	71	274,300
72	276,000	72	275,800
} 略		} 略	

別表第2 (第10条関係)

号給	月額
} 略	
125	略
<u>126</u>	
<u>127</u>	
<u>128</u>	
<u>129</u>	
<u>130</u>	4,900
<u>131</u>	
<u>132</u>	
<u>133</u>	
<u>134</u>	
<u>135</u>	
<u>136</u>	
<u>137</u>	
<u>138</u>	
<u>139</u>	
<u>140</u>	5,000
<u>141</u>	
<u>142</u>	
<u>143</u>	
<u>144</u>	
<u>145</u>	5,100
<u>146</u>	
<u>147</u>	
<u>148</u>	
<u>149</u>	
<u>150</u>	
<u>151</u>	
<u>152</u>	
<u>153</u>	
<u>154</u>	
<u>155</u>	

別表第2 (第10条関係)

号給	月額
} 略	
125	略
—	
—	
—	
—	
—	—
—	
—	
—	
—	
—	
—	
—	
—	
—	
—	—
—	
—	
—	
—	
—	
—	
—	
—	
—	
—	

改正後		改正前	
156			
157			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の門真市立小学校及び中学校におけるきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例（以下「新条例」という。）別表第1及び別表第2の規定は、令和4年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

(内払)

- 3 この条例による改正前の門真市立小学校及び中学校におけるきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例別表第1及び別表第2の規定に基づいて適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第6号

門真市立学校設置条例の一部改正の申出について

門真市立学校設置条例（昭和39年条例第21号）の一部改正を次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

令和5年2月22日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

提案理由

（仮称）第四中学校区義務教育学校整備に伴い、令和5年度の2学期より脇田小学校と砂子小学校が砂子小学校敷地内において同居を行うことから脇田小学校の位置の変更をするにつき、本案を提出するものである。

門真市立学校設置条例の一部を改正する条例

門真市立学校設置条例（昭和39年条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
） 略		） 略	
門真市立脇田 小学校	門真市三ツ島6丁目2番 <u>1号</u>	門真市立脇田 小学校	門真市脇田町4番1号
） 略		） 略	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年8月17日から施行する。

議案第7号

令和4年度教育費補正予算の見積り申出について

令和4年度教育費補正予算の見積りを次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

令和5年2月22日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

令和4年度教育費補正予算見積書

歳入

(款) 国庫支出金

(項) 国庫補助金

目	補正額	節		説明
		区分	金額	
教育費国庫補助金	千円 2,242	学校施設環境改善交付金	千円 2,242	上野口小学校大規模改造事業 交付金 【給食運営事業】 千円 2,242

(款) 市債

(項) 市債

目	補正額	節		説明
		区分	金額	
教育債	千円 24,000	学校施設等整備事業債	千円 19,600	上野口小学校給食棟整備事業 債 【給食運営事業】 千円 19,600
		防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	千円 4,400	上野口小学校給食棟整備事業 債 【給食運営事業】 千円 4,400

令和4年度教育費補正予算見積書

歳出

(款) 教育費 (項) 小学校費

目	補正額	事業名 1	説明
		事業名 2	
学校管理費	千円 26,356	○学校施設と教育環境の充実	千円 工事請負費 工事請負費(資産) 上野口小学校給食棟空調設備設置工事 26,356
		給食運営事業 26,356	

繰越明許費

款	項	事業名	金額
教育費	教育総務費	学校適正配置推進事業	千円 9,946
教育費	小学校費	給食運営事業	26,356

債務負担行為

追加

事 項	期 間	限 度 額
(仮称) 門真市立統合中学校整備PFI事業 (令和5年度以降維持管理費改定分)	令和4年度	千円
	） 令和8年度	2,520

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額

または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限度額	前年度末までの 支出見込額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国府 支出金	地方債	その他	
(仮称) 門真市立統合中学校整備PFI事業 (令和5年度以降維持管理費改定分)	千円 2,520	千円 令和4年度 ～ 令和4年度	千円 0	千円 令和5年度 ～ 令和8年度	千円 2,520	千円 0	千円 0	千円 0	千円 2,520

地方債補正
変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額 千円	起債の方法	利率	償還方法	限度額 千円	起債の方法	利率	償還方法
学校教育施設等整備	407,000	普通貸借 又は 証券発行	8.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	5年以内据置かつ30年以内に半年賦及び年賦元利均等又は半年賦及び年賦元金均等の方法で償還する。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	431,000	普通貸借 又は 証券発行	8.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	5年以内据置かつ30年以内に半年賦及び年賦元利均等又は半年賦及び年賦元金均等の方法で償還する。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
計	407,000				431,000			

議案第8号

令和5年度教育費当初予算の見積り申出について

令和5年度教育費当初予算の見積りを次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

令和5年2月22日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

令和5年度 教育費当初予算見積書

歳入

単位 千円

項	目	令和5年度	令和4年度	説明
1. 負担金		2,294	2,365	
	(1)教育費負担金	2,294	2,365	・日本スポーツ振興センター個人負担金
2. 使用料		1,924	2,635	
	(1)教育使用料	1,924	2,635	・幼稚園使用料 ・学校施設設備使用料 ・教育センター使用料 ・行政財産目的外使用料
3. 国庫負担金		44,189	46,162	
	(1)教育費国庫負担金	44,189	46,162	・子育てのための施設等利用給付費交付金
4. 国庫補助金		25,345	30,504	
	(1)教育費国庫補助金	25,345	30,504	・理科教育等設備整備費補助金 ・修学旅行費補助金 ・要保護児童生徒医療費補助金 ・特別支援教育就学奨励費補助金 ・子ども・子育て支援交付金 ・都市再生整備計画事業補助金 ・切れ目ない支援体制整備充実事業補助金
5. 府負担金		22,094	23,081	
	(1)教育費府負担金	22,094	23,081	・子育てのための施設等利用給付費交付金
6. 府補助金		26,679	22,389	
	(1)民生費府補助金	3,552	3,462	・子どもの貧困緊急対策事業費補助金
	(2)教育費府補助金	23,127	18,927	・教育支援体制整備事業費補助金 ・大阪府教育委員会スクールソーシャルワーカー活用事業費補助金 ・子ども・子育て支援交付金 ・総合相談事業交付金 ・教育コミュニティづくり推進事業費補助金 ・市町村医療的ケア等実施体制サポート事業補助金
7. 委託金		200	0	
	(1)教育費委託金	200	0	・道徳教育推進事業委託金
8. 基金繰入金		381,531	244,922	
	(1)教育振興基金繰入金	381,531	244,922	・教育振興基金繰入金
9. 雑入		22,465	22,670	
	(1)雑入	22,465	22,670	・市施設光熱水費等徴収金 ・幼稚園実習生謝礼金 ・給食用廃油売却代金 ・賠償保険金 ・給食棟設備等使用料 ・幼稚園バス借上料個人負担金
10. 市債		952,200	407,000	
	(1)教育債	952,200	407,000	・五月田小学校給食棟整備事業債 ・新統合学校整備事業債 ・大和田小学校屋外階段改修整備事業債 ・五月田小学校公共下水道接続整備事業債 ・五月田小学校既設埋設配管改修事業債 ・第二、第三、第五、第七、門真はすはな中学校 屋内運動場LED照明設備改修整備事業債
合計		1,478,721	801,728	(対前年度比 676,993)

歳出
款 教育費

単位 千円

項	目	令和5年度	令和4年度	説明
1.	教育総務費	2,202,831	1,166,704	
	(1) 教育委員会費	6,464	6,474	・委員会定例会等事務
	(2) 事務局費	1,749,544	756,733	・幼児教育推進事業 ・学校適正配置推進事業 ・教育のICT環境整備事業 ・学校施設営繕事業 ・GIGAスクール構想推進事業 ・病休等代替アルバイト配置事業 ・職員労働安全衛生事業 ・いじめ防止対策事業
	(3) 教育振興費	429,593	375,832	・就学援助事業 ・奨学金事業 ・教職員研修事業 ・特別支援教育推進事業 ・学校図書館司書配置事業 ・教育課程事業 ・きめ細かな指導を実現する環境づくり事業 ・学力向上事業 ・医療的ケア児に対する看護師配置事業 ・学校運営協議会（コミュニティスクール）設置推進事業 ・部活動地域移行検討事業 「チーム学校」支援体制充実事業 ・教職員の健康障害防止対策事業 ・就学事業 ・関係組織運営・補助事務
	(4) 人権教育推進費	7,824	8,480	・人権教育推進支援事業
	(5) 教育センター費	9,406	19,185	・教職員研修事業 ・教育のICT環境整備事業
2.	小学校費	818,410	1,061,185	
	(1) 学校管理費	818,410	1,061,185	・学校安全推進事業 ・学力向上事業 ・四中学校区ブランディング事業 ・学校保健事業 ・学校適正配置推進事業 ・小学校施設整備事業 ・教育のICT環境整備事業 ・学校施設営繕事業 ・給食運営事業 ・水泳授業民間活力度導入検討事業

			<ul style="list-style-type: none"> ・学校予算配当事業 ・学校災害給付事業 ・教職員健康診断・検査健診委託事業
3. 中学校費	392,158	444,253	
(1) 学校管理費	328,765	381,067	<ul style="list-style-type: none"> ・きめ細かな指導を実現する環境づくり事業 ・学力向上事業 ・学校保健事業 ・中学校施設整備事業 ・教育のICT環境整備事業 ・学校施設営繕事業 ・給食運営事業 ・水泳授業民間活力導入検討事業 ・学校予算配当事業 ・学校災害給付事業 ・教職員健康診断・検査健診委託事業
(2) 学校建設費	63,393	63,186	・門真はすはな中学校施設建設費割賦払金
4. 幼稚園費	166,303	174,864	
(1) 幼稚園管理費	63,668	67,689	・公立幼稚園運営事業
(2) 教育振興費	102,635	107,175	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所等給食費補助事業 ・子育てのための施設等利用給付事業
5. 社会教育費	10,075	10,825	
(1) 社会教育総務費	351	308	・学校施設開放事業
(2) 青少年費	9,724	10,517	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年育成団体等支援事業 ・二十歳のつどい事業 ・めざせ世界へはばたけ事業 ・地域学校協働本部事業
6. 保健体育費	434,631	403,602	
(1) 保健体育総務費	434,631	403,602	<ul style="list-style-type: none"> ・学校保健事業 ・給食運営事業 ・学校体育施設開放事業
合 計	4,024,408	3,261,433	(対前年度比 762,975)

債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
中学生放課後学習支援業務委託	令和5年度 ） 令和6年度	4,810
(仮称) 門真市立第四中学校区小中一貫校他実施設計業務委託	令和6年度 ） 令和7年度	230,028
(仮称) 門真市立第四中学校区小中一貫校他整備に伴う設計モニタリング業務委託<基本設計事業者>	令和6年度	6,224
(仮称) 門真市立第四中学校区小中一貫校他整備工事	令和5年度 ） 令和8年度	千円 11,118,633
英語教育活動派遣業務委託(11)	令和5年度 ） 令和6年度	23,957
学校し尿浄化槽維持管理業務委託(3)	令和6年度	61
海外派遣研修業務委託(12)	令和5年度 ） 令和6年度	4,608
学校給食調理業務委託(27)	令和5年度 ） 令和8年度	554,793

地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還方法
学校教育施設等整備	千円 952,200	普通貸借 又は 証券発行	8.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金及び地方公共 団体金融機構資 金について、利 率の見直しを 行った後におい ては、当該見直 し後の利率)	政 府 地方公共団体 金融機構 大 阪 府 銀 行 そ の 他	5年以内据置かつ30年 以内に半年賦及び年賦元 利均等又は半年賦及び年 賦元金均等の方法で償還 する。 ただし、市財政の都合に より据置期間及び償還期 間を短縮し、又は繰上償 還若しくは低利に借換え することができる。
計	952,200				

諸 報 告

番 号	報 告 事 項
1	門真市キャリア教育指針の策定について
2	令和5年度当初教職員数の見通し等について